

## 第10章 工事検査

### 10. 1

#### 検査要領

検査は次の要領で行う。

1. 指定給水装置工事事業者は、主任技術者による事前の竣工図等の書類検査又は現地検査により、給水装置が構造及び材質基準に適合していることを確認しておくものとする。
2. 指定給水装置工事事業者は、工事が完了したときは、竣工図に申請者及び指定給水装置工事事業者の印を押印し直ちに担当部署に給水装置工事竣工届出書兼竣工検査申請書（施行規定様式2 日本工業規格A列 4 番 上質紙 A列本判 70.5kg 以上）、開発行為等の場合は工事記録写真を提出し、審査を経たのち検査を受けなければならないものとする。尚、一時用（工事用水等）の検査についても同様の取り扱いとする。

また、申請者は給水装置工事に関して同意や内容確認が必要な場合は竣工図、または、別紙に内容を記載し印を押印すること。

3. 検査は工事ごとに指名された主任技術者立ち合いの上、現地検査を原則とする。尚検査は原則として引渡し前に行うものとする。
4. 給水装置の検査の際、指摘事項があった場合は、竣工検査手直完了報告書（様式6）により指示し、指摘事項については指定期間内に手直しを実施し、期間内に再検査を受けなければならないものとする。
5. 検査実施の際、漏水等の事故が発生した場合は、指定給水装置工事事業者が責任を持って措置しなければならないものとする。

### 10. 2

#### 検査の種類

1. 書類、図面検査
2. 水圧検査
3. 配管検査（材料の確認含む）
4. 機能検査
5. 水質検査
  - (1) 残留塩素（遊離）0.1mg/l以上及び臭気、味、色、濁り等に関する事項を検査する。

(2) 開発行為等で75ミリメートル以上（40ミリメートル以上の無償譲渡管等を含む）を布設する場合は、残留塩素濃度の測定のほか、町長が特に必要と認める事項を検査する。

6. その他受水槽設備に関する検査、共同住宅に関する検査等、町長が特に必要と認める事項を検査する。

### 10. 3

工事記録の保存

（施行規則第 36 条第 1 項第 6 号）

指定給水装置工事事業者は、工事ごとに指名した主任技術者に下記の事項に関する記録を作成させ、工事記録写真と共に 3 年間保存しなければならない。

1. 施主の氏名又は名称
2. 施工の場所
3. 施工完了年月日
4. 主任技術者の氏名
5. 竣工図
6. 工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
7. 給水装置の構造及び材質の基準（施行令 第 5 条第 1 項及び第 2 項）への適合、確認の方法及びその結果
8. 無償譲渡予定給水管は、継手チェックシートを作成すること（HP及びD.C.I.P）